

成育医療等の提供に関する主な施策

教育及び普及啓発

厚生労働省子ども家庭局 母子保健課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について

(平成27年4月30日児童生徒課長通知)

※資料1-3における関連項目 (主なもの。以降のページも同様)

No.138

1. 性同一性障害に係る児童生徒についての特有の支援

「性同一性障害に係る児童生徒については、学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合があることから、個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応を行うこと。」

- ○学校における支援体制
 - ⇒「サポートチーム」の設置による対応、情報共有に当たっては留意しつつ対応することが必要
- 〇医療機関との連携
- ○学校生活の各場面での支援
 - ⇒学校として先入観を<u>もたず、その時々の児童生徒の状況等に応じた支援</u>を行うことが必要
- 〇卒業証明書等
 - ⇒戸籍上の性別変更を行った者への対応
- 〇当事者である児童生徒の保護者との関係
 - ⇒保護者と十分話し合い、可能な支援を行う
- 〇教育委員会等による支援
 - ⇒人権教育担当者や生徒指導担当者、養護教諭、管理職、学校医、スクールカウンセラー等 への研修が必要

以上の内容は、<u>画一的な対応を求める趣旨ではなく、個別の事例における学校や家庭の状況等に</u> 応じた取組を進める必要がある。

性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について (平成27年4月30日児童生徒課長通知) No.138

2. 性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対する相談体制等の充実

- 学級・ホームルームにおいては、<u>いかなる理由でもいじめや差別を許さない適切な生徒指導・</u> 人権教育等を推進することが、悩みや不安を抱える児童生徒に対する支援の土台となること。
- 教職員としては、悩みや不安を抱える児童生徒の良き理解者となるよう努めることは当然であり、このような悩みや不安を受け止めることの必要性は、性同一性障害に係る児童生徒だけでなく、「性的マイノリティ」とされる児童生徒全般に共通するものであること。
- 性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒は、自身のそうした状態を秘匿しておきたい場合があること等を踏まえつつ、学校においては、日頃より児童生徒が相談しやすい環境を整えていくことが望まれること。このため、まず教職員自身が性同一性障害や「性的マイノリティ」全般についての心ない言動を慎むことはもちろん、例えば、ある児童生徒が、その戸籍上の性別によく見られる服装や髪型等としていない場合、性同一性障害等を理由としている可能性を考慮し、そのことを一方的に否定したり揶揄したりしないこと等が考えられること。
- 〇 教職員が児童生徒から相談を受けた際は、当該児童生徒からの信頼を踏まえつつ、<u>まずは悩</u> <u>みや不安を聞く姿勢を示すことが重要</u>であること。

性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について (平成27年4月30日児童生徒課長通知) No.138

(別紙)性同一性障害に係る児童生徒に対する学校における支援の事例

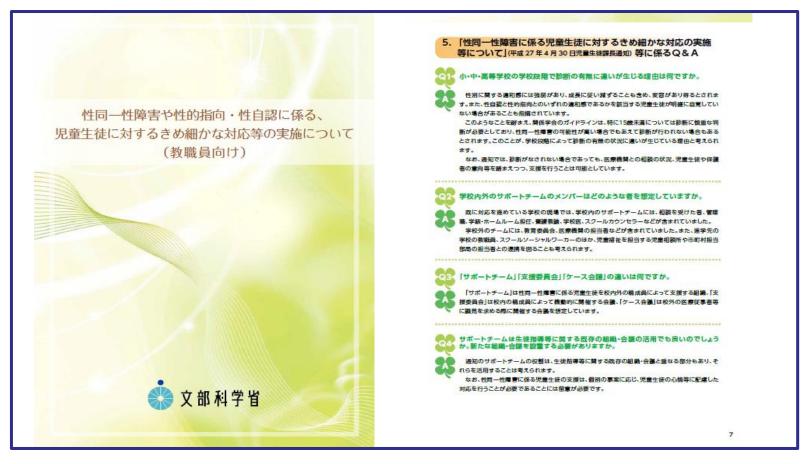
項目	学校における支援の事例
服装	・自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める。
髪 型	・標準より長い髪型を一定の範囲で認める(戸籍上男性)。
更衣室	・保健室・多目的トイレ等の利用を認める。
トイレ	・職員トイレ・多目的トイレの利用を認める。
呼称の工夫	・校内文書(通知表を含む。)を児童生徒が希望する呼称で記す。 ・自認する性別として名簿上扱う。
授 業	・体育又は保健体育において別メニューを設定する。
水 泳	・上半身が隠れる水着の着用を認める(戸籍上男性)。 ・補修として別日に実施、又はレポート提出で代替する。
運動部の活動	・自認する性別に係る活動への参加を認める。
修学旅行等	・1人部屋の使用を認める。入浴時間をずらす。

文部科学省調べ

※上記は<u>あくまで対応の一例。画一的に例示のとおりの対応</u>をするのではなく、<u>児童生徒や保護者とよく</u> 話し合い、個別の事情に応じた対応をすることが必要。

【参考】http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/27/04/1357468.htm

〇 教職員の理解促進のため、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(平成27年4月30日児童生徒課長通知)を網羅した上で、Q&Aを追加したパンフレットを作成。



【参考】http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/1369211.htm

No.138



対応以前の問題として、学校として性同一性障害に係る児童生徒をどのように把握す れば良いのでしょうか。学校としてアンケート調査などを行い積極的に把握すべきな



性同一性障害に係る児童生徒やその保護者は、性自認等について、他の児童生徒だけでなく、教 職員に対しても秘匿しておきたい場合があります。また、自ら明らかにする準備が整っていない児 **重生徒に対し、一方的な調査や確認が行われると、当該児童生徒は自分の尊厳が侵害されている** 印象をもつおそれもあります。

このようなことを踏まえ、教育上の配慮の観点からは、申出がない状況で具体的な調査を行う必 要はないと考えられます。学校においては、教職員が正しい知識を持ち、日頃より児童生徒が相談 しやすい環境を整えていくことが望まれます。



他の児童生徒に対し、秘匿しながら対応している事例はありますか



平成26年の文部科学省の調査では、約6割の児童生徒が他の児童生徒や保護者に知らせておら ず、その中には、秘匿したまま学校として可能な対応を進めている事例もありました。

なお、通知では、他の児童生徒や保護者との情報の共有は、当事者である児童生徒や保護者の 意向等を踏まえ、個別の事情に応じて進める必要があるとしています。



関係学会等が提供する情報を得るにはどうしたら良いですか。



現在、性同一性障害に係る専門的な助言等を行える医療機関として、GID学会のホームページ において「性同一性障害診療に関するメンタルヘルス専門職の所属施設」(平成27年2月24日付)

(参考URL) http://www.okayama-u.ac.jp/user/jsgid/

また、都道府県等の精神保健福祉センターでは、性同一性障害の相談を受けており、専門機関 等、必要な情報に結びつくように努めています。こういった機関と連携を図ることも考えられます。



医療機関との連携について記載がありますが、性同一性障害と思われる児童生 徒がいた場合、本人の意向に関わらず、医療機関の診断を受けるようすすめた方 が良いのでしょうか。



医療機関との連携は、学校が必要な支援を検討する際、専門的知見を得られる重要な機会となり ます。他方、最終的に医療機関を受診するかどうかは、性同一性障害に係る児童生徒本人やその保

このため、児童生徒やその保護者が受診を希望しない場合は、その判断を尊重しつつ、学校とし ては具体的な個人情報に関連しない範囲での一般的な助言などを専門の医療機関に求めることが 考えられます。



性同一性障害に係る児童生徒への配慮と、他の児童生徒への配慮との均衡につ いてはどのように考えれば良いのですか。



性同一性障害に係る児童生徒への対応は重要ですが、その対応に当たっては、他の児童生徒へ の配慮も必要です。例えば、トイレの使用について、職員用トイレの使用を認めるなど、他の児童生 徒や保護者にも配慮した対応を行っている例があります。

このように、性間一性障害に係る児童生徒への配慮と、他の児童生徒や保護者への配慮の均衡 を取りながら支援を進めることが重要です。



健康診断の実施に当たっては、どのような配慮が考えられますか。



通知は、「学校においては、性同一性障害に係る児童生徒への配慮と、他の児童生徒への配慮と の均衡を取りながら支援を進めることが重要であること」としています。

健康診断に当たっても、本人等の意向を踏まえた上で、養護教諭は学校医と相談しつつ個別に実



卒業後に法に基づく戸籍上の性別の変更等を行った者から卒業証明書等の発行 を求められた場合、指導要録の変更まで行う必要がありますか。



通知は、「指導要録の記載については学齢簿の記載に基づき行いつつ、卒業後に法に基づく戸籍 上の性別の変更等を行った者から卒業証明書等の発行を求められた場合は、戸籍を確認した上で、 当該者が不利益を被らないよう適切に対応すること」としており、指導要録の変更は想定していま



性自認や性的指向について当事者の団体から学校における講話の実施の申し出 があった場合等、こうした主題に係る学校教育での扱いをどのように考えるべき



一般論として、性に関することを学校教育の中で扱う場合は、児童生徒の発達の段階を踏まえる ことや、教育の内容について学校全体で共通理解を図るとともに保護者の理解を得ること、事前に 集団指導として行う内容と個別指導との内容を区別しておく等計画性をもって実施すること等が 求められるところであり、適切な対応が必要です。

他者の痛みや感情を共感的に受容できる想像力等を育む人権教育等の一環として、性自認や性 的指向について取り上げることも考えられますが、その場合、特に義務教育段階における児童生徒 の発達の段階を踏まえた影響等についての慎重な配慮を含め、上記の性に関する教育の基本的な 考え方や教育の中立性の確保に十分な注意を払い、指導の目的や内容、取扱いの方法等を適切な ものとしていくことが必要です。

- Q 対応以前の問題として、学校として性同一性障害に係る児童生徒をどのように把握すれば良いのでしょうか。学校としてアンケート調査などを行い積極的に把握すべきなのでしょうか。
- A 性同一性障害に係る児童生徒やその保護者は、性自認等について、他の児童生徒だけでなく、教職員に対しても秘匿しておきたい場合があります。また、自ら明らかにする準備が整っていない児童生徒に対し、一方的な調査や確認が行われると、当該児童生徒は自分の尊厳が侵害されている印象をもつおそれもあります。このようなことを踏まえ、教育上の配慮の観点からは、申出がない状況で具体的な調査を行う必要はないと考えられます。学校においては、教職員が正しい知識を持ち、日頃より児童生徒が相談しやすい環境を整えていくことが望まれます。

Q 他の児童生徒に対し、秘匿しながら対応している事例はありますか。

A 平成26年の文部科学省の調査では、<u>約6割の児童生徒が他の</u> <u>児童生徒や保護者に知らせておらず</u>、その中には、<u>秘匿したまま学校として可能な対応を進めている事例も</u>ありました。 なお、通知では、<u>他の児童生徒や保護者との情報の共有は、当事者である児童生徒や保護者の意向等を踏まえ、個別の事情に</u>

応じて進める必要があるとしています。

- Q 性自認や性的指向について、当事者の団体から学校における講話の実施の申し出があった場合等、こうした主題に係る学校教育での扱いをどのように考えるべきですか。
- A 一般論として、性に関することを学校教育の中で扱う場合は、<u>児童生徒の発達の段階を踏まえる</u>ことや、教育の内容について<u>学校全体で共通理解を図る</u>とともに<u>保護者の理解を得る</u>こと、事前に<u>集団指導として行う内容と個別指導との内容を区別しておく等計画性をもって実施</u>すること等が求められるところであり、適切な対応が必要です。

他者の痛みや感情を共感的に受容できる想像力等を育む人権教育等の一環として、性自認や性的指向について取り上げることも考えられますが、その場合、特に義務教育段階における児童生徒の発達の段階を踏まえた影響等についての慎重な配慮を含め、上記の性に関する教育の基本的な考え方や教育の中立性の確保に十分な注意を払い、指導の目的や内容、取扱いの方法等を適切なものとしていくことが必要です。

「生徒指導提要」の改訂

生徒指導提要

生徒指導の実践に際し、教職員の共通理解を図り、組織的・体系的な生徒指導の取組を進めることができるよう、生徒指導に関する基本書として、小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法、個別課題への対応(いじめ、不登校、暴力行為…)等について網羅的にまとめたもの(平成22年3月作成)。



改訂の背景

- 平成22年に生徒指導提要が作成されて以降、10年以上が経過。
- 近年、いじめの重大事態や暴力行為の発生件数、不登校児童生徒数、児童生徒の自殺者数が増加傾向であるなど、課題は深刻化。 また、「いじめ防止対策推進法」や「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の成立等関連法規や 組織体制の在り方等など、提要の作成時から生徒指導を巡る状況は大きく変化。
- 「生徒指導提要の改訂に関する協力者会議※」において生徒指導提要の改訂を検討(右記QR)。
 - ※座長:八並光俊東京理科大学教育支援機構教職教育センター教授、副座長:新井肇 関西外国語大学外国語学部教授

12.5 「性的マイノリティ」に関する課題と対応

- ▶ 学級・HRにおいては、いかなるいじめや差別も許さない適切な生徒指導、人権教育を推進し、<mark>悩みや不安を抱える児童生</mark> 徒のよき理解者となるよう努める。
- ▶ 自身のそうした状態を秘匿しておきたい場合があることを踏まえ、相談しやすい環境を整えるとともに、教職員自身が理解を深めることも重要。
- ▶ 教職員間の情報共有に当たっては、児童生徒自身が秘匿しておきたい場合があることに留意が必要。本人や保護者に十分な説明・相談や理解を得る働きかけが求められる。

【関係機関との連携】

- > 保護者との連携
- 保護者がその子の性同一性に関する悩みや不安を受容している場合は、緊密に連携して支援を進めることが必要であり、そうでない場合でも、十分に話し合い、支援する必要。
- > 医療機関との連携
- <u>医療機関による診断や助言を通じて学校が専門的知見を得るとともに、教職員</u> や児童生徒、保護者への説明材料として活用。
- 連携に当たっては、当事者である児童生徒や保護者の意向を踏まえることが原則だが、個人情報に関連しない範囲での助言も有効。

項目	学校における支援の事例
服装	・自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める。
髪型	・標準より長い髪形を一定の範囲で認める(戸籍上男性)。
更衣室	・保健室・多目的トイレ等の利用を認める。
トイレ	・職員トイレ・多目的トイレの利用を認める。
呼称の工夫	・校内文書(通知表を含む)を児童生徒が希望する呼称で記す。
	・自認する性別として名簿上扱う。
授業	・体育又は保健体育において別メニューを設定する。
水泳	・上半身が隠れる水着の着用を認める(戸籍上男性)。
	・補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する。
運動部の活動	・自認する性別に係る活動への参加を認める。
修学旅行等	・1人部屋の使用を認める。入浴時間をずらす。